記者発表資料

平成２３年１０月２１日
新 庄 河 川 事 務 所

～河道区域内の樹木伐採の希望者を募集します～

新庄河川事務所では、洪水時に川の流れを妨げたり、河川巡視の妨げとなっている樹木の伐採を行い、伐採木の有効活用をしてもらうため、伐採希望者を募集します。

伐採は決められた区画毎に実施していただき、伐採した樹木は無償でお持ち帰りいただけます。

【募集概要】

①目的

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

また、近年ハリエンジュ（ニセアカシヤ）のように繁殖力の強い外来種やヤナギの繁茂がみられ、十分に処理ができていない実態です。

そこで、河川区域内の樹木について、前年度から公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、薪やほだ木等の伐採木の有効利用や伐採費用の縮減を図っていくものです。

②募集区画

・公募個所は以下のとおりです。

1)・戸沢村蔵岡地内　　（位置図－１：鳥越出張所管内）
　・全体伐採面積：約10,000㎡、区画数　20区画程度

2)・大蔵村清水地内　　（位置図－２：鳥越出張所管内）
　・全体伐採面積：約 8,000㎡、区画数　16区画程度

3)・大石田町白鷺地内他（位置図－３：大石田出張所管内）
　・全体伐採面積：約12,000㎡、区画数　24区画程度

4)・鮭川村向居地内　　（位置図－４：鮭川出張所管内）
　・全体伐採面積：約10,000㎡、区画数　20区画程度

・応募箇所は1人１区画を基本とし、区画の指定はできません。
・応募多数の場合は抽選により決定します。（公共機関または公益的事業を実施する団体を優先します。）

③応募資格

・応募資格は、最上郡、新庄市、尾花沢市、大石田町に在住、勤務地のある個人、法人、自治体とし、伐採木の使用用途は自家消費される方に限定します。形状、加工を問わず、第三者へ有償若しくは販売促進等で無償配布することを目的としての応募は対象外です。

④伐採条件

・伐採、搬出の費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰ることができます。
・第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負います。
・運搬方法は、軽トラック、普通車程度とし、大型車での運搬はご遠慮下さい。
・伐採作業は、平成23年11月1日～平成24年3月23日の間で、応募者の希望する１～２ヶ月程度の期間に実施していただきます。
・作業時間は、８時から１７時を基本とします。

【応募方法】

申請書に必要事項を記載し、郵送、持参のいずれかの方法により提出して下さい。なお、募集内容の詳細、申請書の入手は、新庄河川事務所、鳥越・大石田・鮭川出張所を訪れていただくか、ホームページから印刷して下さい。

（新庄河川事務所ホームページアドレス　http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/）

①受付期間：平成２３年１０月２４日（月）～予定区画数に達したら終了
申込書を持参する場合は、土日祝日を除く９時００分～１７時００分までとします。

②提出及び問い合わせ先：下記のいずれかに提出してください。

1)新庄河川事務所　管理課
〒996-0071 山形県新庄市小田島町5-55 TEL：0233-22-0275

2)鳥越出張所
〒996-0002 山形県新庄市金沢字中村1495-13 TEL：0233-22-6038

3)大石田出張所
〒999-4113 山形県北村山郡大石田町大字今宿字鷺の原466-2 TEL：0237-35-2024

4)鮭川出張所
〒999-5203 山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4 TEL：0233-55-3020

発表記者会：新庄新聞放送記者会

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　新庄河川事務所 〒996－0071　山形県新庄市小田島町５－５５ ＴＥＬ：0233-22-0251 技術副所長　高橋　孝男　　内線２０４ 管 理 課 長　須藤　純二　　内線３３１

公　　募
河道区域内の樹木伐採の希望者を公募します。
（伐採樹木は無償でお持ち帰りいただけます。）

１．目的

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

また、近年ハリエンジュ（ニセアカシヤ）のように繁殖力の強い外来種の繁茂がみられ、十分に処理ができていない実態です。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、薪やほだ木等の伐採木の有効利用や伐採費用の縮減を図っていくものです。

２．募集概要

①募集内容

・応募個所は、１人１区画を基本とし、区画の指定はできません。
・応募多数の場合は抽選により決定します。（優先者除く（優先者とは公共機関または公益的事業を実施する団体等になります））

②応募資格

・応募資格は、最上郡、新庄市、尾花沢市、大石田町に在住・勤務地のある個人、法人、地方自治体とし、伐採木の使用用途は自家消費される方に限定します。

③伐採条件

・伐採、搬出の費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰ることができます。
・第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負います。
・伐採木の運搬は、軽トラック、普通車程度とし、大型車での運搬はご遠慮下さい。
・伐採作業は、平成23年11月１日～平成24年3月23日の間で、応募者の希望する１～２ヶ月程度の期間に実施していただきます。
・作業時間は、８時から１７時を基本とします。

※詳細については、次項の募集要領をごらん下さい。

３．募集要領

１）募集区画

① 応募区画数は、お一人様１区画を基本とします。

② 公募個所は、位置図に示す個所を予定しております。なお、現地の状況により変更する場合もあります。

③ 樹種、樹木の太さ及び樹高は、区画により異なりますが、区画を指定することはできません。

④ 堤防天端、進入路の除雪は行っていませんので、雪の状況により施工時期を協議します。

⑤ 公募個所は以下のとおりです。

【地区、位置図】

1)・戸沢村蔵岡地内（位置図－１）

・全体伐採面積：約10,000㎡、区画数　20区画程度

・現地問い合わせ先：鳥越出張所

住　　所：山形県新庄市金沢字中村1495-13

電話番号：0233（22）6038

FAX番号：0233（22）0083

2)・大蔵村清水地内（位置図－２）

・全体伐採面積：約 8,000㎡、区画数　16区画程度

・現地問い合わせ先：鳥越出張所

住　　所：山形県新庄市金沢字中村1495-13

電話番号：0233（22）6038

FAX番号：0233（22）0083

3)・大石田町白鷺地内（位置図－３）

・全体伐採面積：約12,000㎡、区画数　24区画程度

・現地問い合わせ先：大石田出張所

住　　所：山形県北村山郡大石田町大字今宿字鷺の原466-2

電話番号：0237（35）2024

FAX番号：0237（35）2354

4)・鮭川村向居地内（位置図－４）

・全体伐採面積：約10,000㎡、区画数　20区画程度

・現地問い合わせ先：鮭川出張所

住　　所：山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4

電話番号：0233（55）3020

FAX番号：0233（55）3083

２）応募資格

最上郡、新庄市、尾花沢市、大石田町に在住若しくは本店、営業所等を有する、個人、法人、地方自治体などとします。

伐採木の使用用途として、自家消費される方に限定させていただきます。形状、加工を問わず、第三者へ有償若しくは販売促進等で無償配付することを目的としての応募は対象外です。

３）応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を実施する団体等を優先者とします。それ以外の応募者については、後日抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者に通知します。抽選結果に対する不服申し立ては認められません。当選及び落選の通知は郵送で行います。

４）伐採条件

各伐採個所においては、下記の条件及び別紙承認申請書の条件に従い実施して下さい。

（１）実施内容、費用等の負担

伐採、搬出に要する費用及び労力は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることができます。なお、小枝の処理については、持ち帰りを原則としますが、伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、事前に指示する区画内の１個所に集積していただきます。

（２）第三者への危害の防止及び賠償責任

伐採作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一第三者へ危害を及ぼしたときは、伐採者が賠償責任を負うものとします。

事故及び第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、出張所に申し出て下さい。

（３）伐採時期

伐採作業については、所要の手続き等が完了後、各自の区画について、平成23年11月1日～平成24年3月23日の間で、応募者の希望する１～２ヶ月程度の期間に実施していただきます。具体的な日程等は、許可申請書提出の際に各区間を管理する担当出張所と協議していただきます。

（４）作業実施時間

８時から１７時若しくは日没までとします。なお土日祝日の作業については担当出張所に前日までに作業予定表の提出することにより、可能とします。

（５）伐採木にあたっての留意事項

伐採区画内の樹種にハリエンジュ（ニセアカシヤ）が含まれている場合には、ハリエンジュが外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で「要注意外来生物リスト」に指定されており、環境省から適切な取り扱いの協力を求められていることから、燃焼やチップ化など分布拡大のない使用目的に限定させていただきます。

５）応募方法

別紙申請書に必要事項を記載し、郵送、持参のいずれかの方法により提出して下さい。なお、申請書の入手方法は、新庄河川事務所、鳥越・大石田・鮭川出張所を訪れていただくか、ホームページから印刷して下さい。

（新庄河川事務所ホームページ　http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/）

①受付期間

平成２３年１０月２４日（月）～　予定区画数に達したら終了。

申込書を持参する場合は、土日祝日を除く９時から～１７時までとします。

②提出及び問い合わせ先

下記のいずれかに提出してください。

１）新庄河川事務所　管理課

〒996-0071　山形県新庄市小田島町5-55

TEL：0233（22）0275

２）鳥越出張所

〒996-0002　山形県新庄市金沢字中村1495-13

TEL：0233（22）6038

３）大石田出張所

〒999-4113　山形県北村山郡大石田町大字今宿字鷺の原466-2

TEL：0237（35）2024

４）鮭川出張所

〒999-5023　山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4

TEL：0233（55）3020

６）その他

①「承認申請書」は河川敷での伐採を行うにあたり、河川法上必要な手続きとなりますので、ご了承願います。

②　応募者は、やむを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。

③　当選を通知した後、河川管理上好ましくない行為があった場合には、承認を取り消し、場合によっては原状回復等の措置を求めることがあります。

その場合、伐採のためそれまでに生じた費用はご当人にご負担いただきます。

④　公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中途でとりやめる場合があります。この場合はご了承願います。

（位置図－１）鳥越出張所管内

山形県最上郡戸沢村蔵岡地先　（最上川　左岸側）



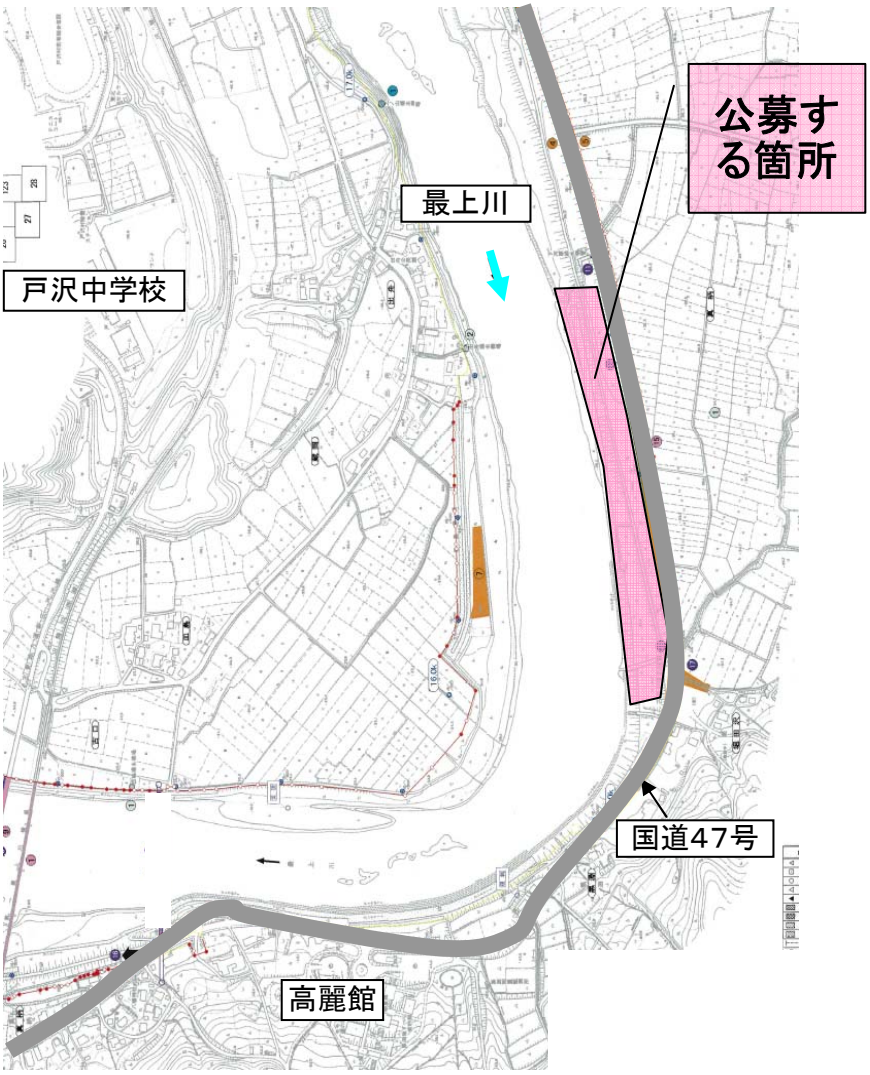

（位置図－２）鳥越出張所管内

山形県最上郡大蔵村清水地先　（最上川　右岸側）

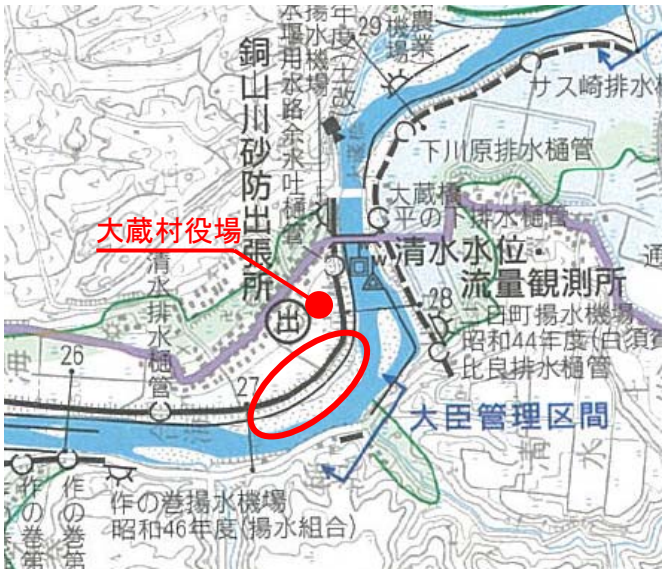

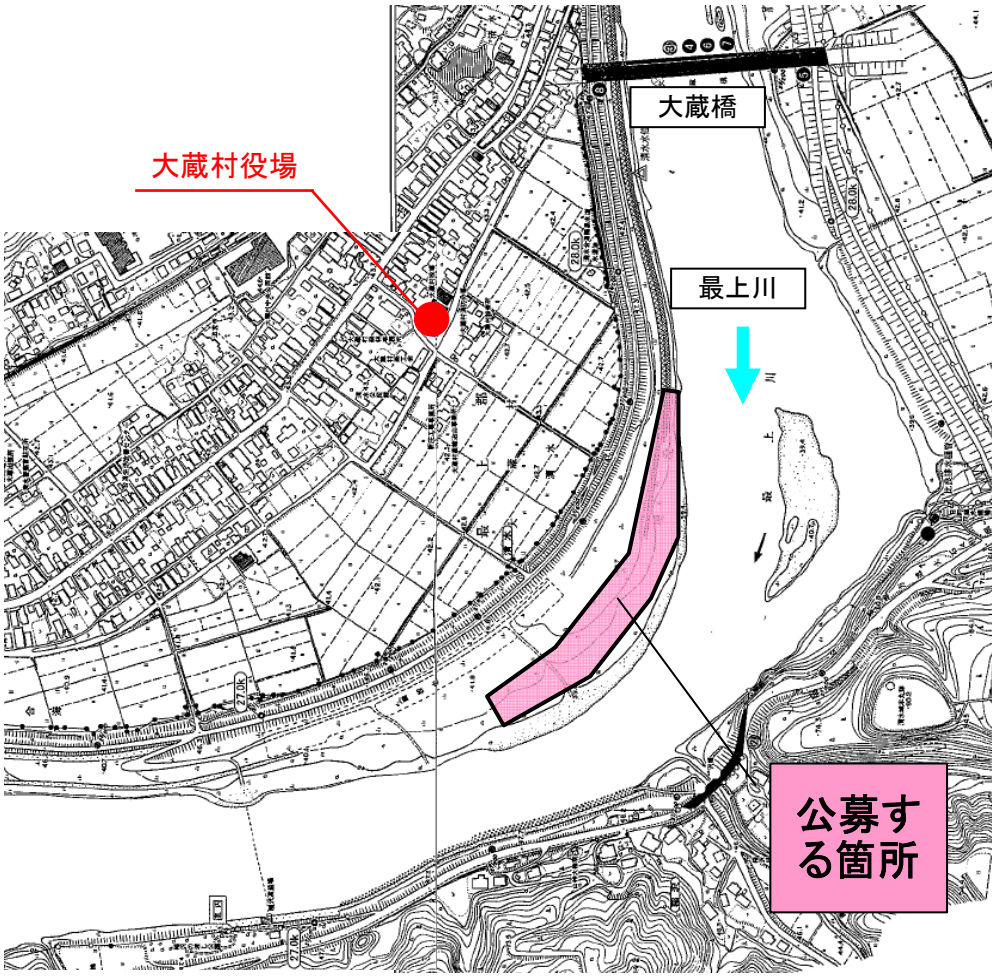

（位置図－３）大石田出張所管内

山形県北村山郡大石田町白鷺地内 他　（最上川　左岸側）



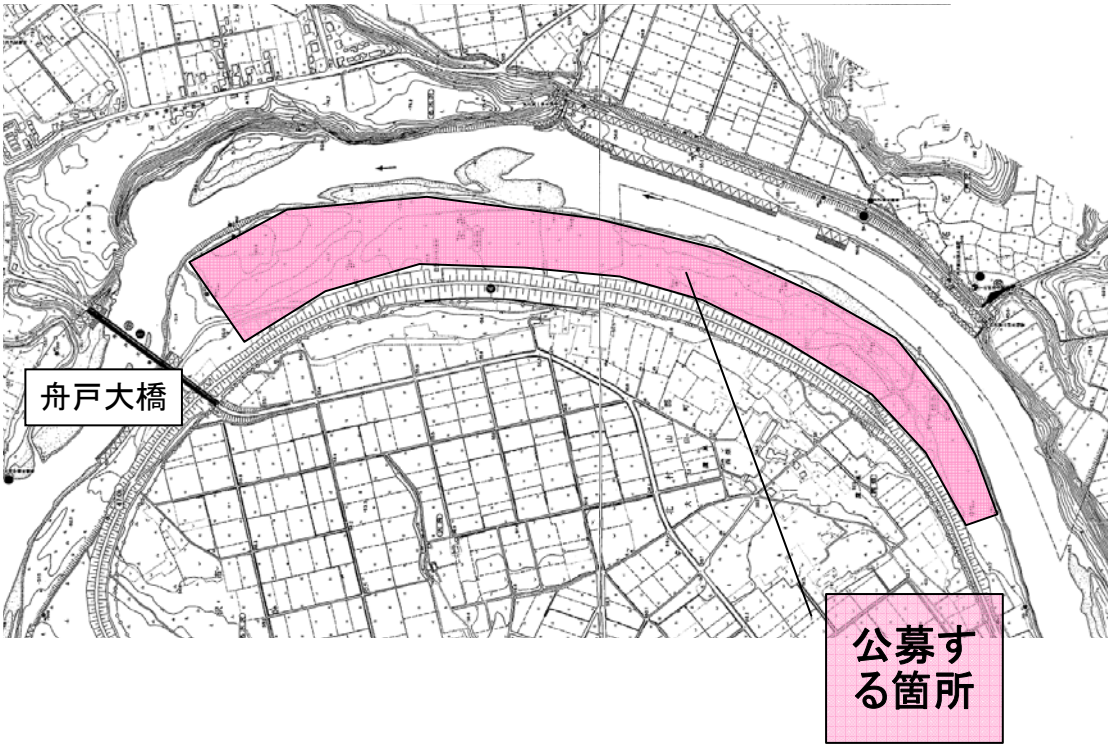

（位置図－４）鮭川出張所管内

山形県最上郡鮭川村大字向居地内　（鮭川　右岸側）



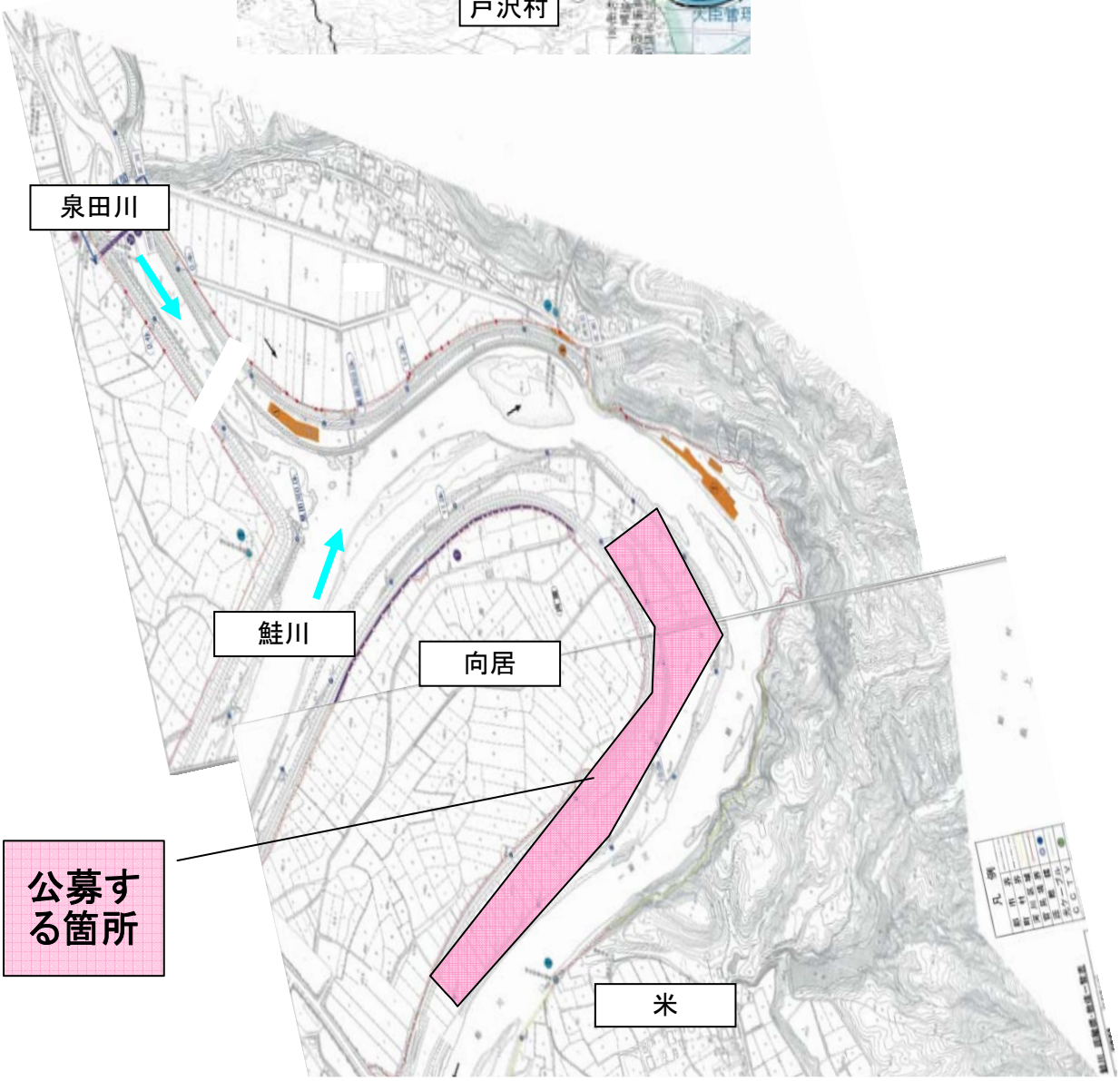

参考:繁茂状況写真

【 蔵岡地区 】





堤防添い:オニグルミが主体



河岸添い:ヤナギ類が主体

参考：応募者の方による作業状況等



（別紙）

河川敷地内の樹木伐採にかかる承認申請書

平成　　年　　月　　日

東北地方整備局長　殿

申請人　住所
氏名　　印
電話

下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので、河川法第２０条の承認を申請します。

記

１．河川の名称　　最上川水系　　川
２．目　　的　　樹木の伐採及び搬出
３．場　　所　　山形県　　町・村　　地内
４．工事内容　　樹木の伐採及び搬出
５．工事の実施方法　　・のこぎり、チェーンソー等による伐採、及び軽トラック等による搬出
６．工　　期　　承認の日から、平成　　年　　月　　日まで
７．行為面積　　m2

下記の項目について了承したうえで申請します。

１．伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については申請人の負担とします。
２．設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は出張所から指示があったときは直ちに撤去します。また出水により伐採個所が冠水するおそれがある場合は作業を行いません。
３．河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には速やかに出張所に連絡し、その指示に従い原形復旧します。
４．自動車の乗り入れは出張所の指示に従います。
５．ゴミ等は出さないものとし、使用後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めます。
６．枝を引き取らない場合は、出張所の指示に従い一個所に集積します。
７．伐採個所以外の民地、占用地には立ち入りません。
８．指定された以外の樹木は伐採しません。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は速やかに出張所に連絡します。
９．当選の通知を受けた後、伐採準備あるいは着手後においても、申請人に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、伐採資格を取り消される場合があることを了承します。また、その場合には、原状回復等の措置を求められることがあること、伐採のためにそれまでに生じた費用は申請人が負担することについて了承します。
10．事故等が発生した際は速やかに出張所に連絡し、その指示を受けます。
11．伐採した樹木については、責任を持って管理し、不法投棄、転売等は行わず有効利用することについて了承します。

記載例（赤字の部分を記入してください。不明な場合は提出時にご相談ください）

河川敷地内の樹木伐採にかかる承認申請書

平成○○年　○月　○日

東北地方整備局長　殿

申請人　住所　仙台市二日町９－１５
氏名　東北　太郎　印
電話　0000－00－0000

下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので、河川法第２０条の承認を申請します。

記

１．河川の名称	最上川水系　○○　川
２．目的	樹木の伐採及び搬出
３．場所	山形県　○○　町・村　○○　地内
４．工事内容	樹木の伐採及び搬出
５．工事の実施方法	・のこぎり、チェーンソー等による伐採、及び軽トラック等による搬出
６．工期	承認の日から、平成　○○年　○月　○日まで
７．行為面積	○○○　m2

下記の項目について了承したうえで申請します。

１．伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については申請人の負担とします。
２．設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は出張所から指示があったときは直ちに撤去します。また出水により伐採個所が冠水するおそれがある場合は作業を行いません。
３．河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には速やかに出張所に連絡し、その指示に従い原形復旧します。
４．自動車の乗り入れは出張所の指示に従います。
５．ゴミ等は出さないものとし、使用後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めます。
６．枝を引き取らない場合は、出張所の指示に従い一個所に集積します。
７．伐採個所以外の民地、占用地には立ち入りません。
８．指定された以外の樹木は伐採しません。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は速やかに出張所に連絡します。
９．当選の通知を受けた後、伐採準備あるいは着手後においても、申請人に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、伐採資格を取り消される場合があることを了承します。また、その場合には、原状回復等の措置を求められることがあること、伐採のためにそれまでに生じた費用は申請人が負担することについて了承します。
10．事故等が発生した際は速やかに出張所に連絡し、その指示を受けます。
11．伐採した樹木については、責任を持って管理し、不法投棄、転売等は行わず有効利用することについて了承します。